

## 令和2年度事業報告書

「暴力のない安全で安心な島根」を実現するため、事業を

公益事業1 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業

(①暴力相談事業、②救済事業)

公益事業2 暴力団排除のための広報啓発活動と地域・職域等における暴力団排除活動への支援事業

(③広報啓発事業、④組織活動支援事業、⑤調査研究事業、⑥研修事業)

公益事業3 不当要求防止責任者講習事業

(⑦委託講習事業)

の3事業・7項目とし、島根県警察、島根県弁護士会及び各自治体や地域・職域の各暴排関係機関・団体等と連携して推進した。

### 1 暴力団員による不当な要求行為の被害者等に対する支援事業

(定款第4条第1項の第3号・第6号・第9号)

| 実施事項    | 実施概要   |
|---------|--|
| ①暴力相談事業 | <p>◎ 暴力相談受理体制・システムの確立</p> <p>県内の暴力追放相談委員である弁護士3名、保護司2名、少年指導委員2名、元警察官2名(計9名)については、2年の任期で令和2年に2名が交替したほか7名を再委嘱し、「暴力追放相談員マニュアル」を作成して配布するなど、相談受理時等の連携を強化するとともに、暴力団照会にあたっては「照会担当者名簿」「誓約書」等を徴取するなど、セキュリティ対策を徹底することにより、暴力相談の的確な受理・処理・照会対応などの仕組みを構築し、暴力団等反社会的勢力の排除に向けた対策を推進した。</p> <hr/> <p>◎ 暴力相談受理・処理状況</p> <p>暴力追放相談委員による企業・行政・県民からの暴力相談受理、松江市役所(消費・生活相談室)における「暴力団相談の日」(毎月第2金曜日)の継続、また不当要求防止責任者講習・講演会場等における暴力相談の受理等あらゆる機会を活用して暴力相談を受理し、的確な助言・対応を図り、警察・弁護士等への引継などを行った。</p> <p>○ 暴力相談件数(令和2年中)</p> |

|       |  |
|-------|--|
|       | <p>受理対応・処理件数（人数） 354件（946人）<br/>（前年比－1,089件、－488人）<br/>（うち属性照会のみ346件人、97.7%）</p> <p>※ 受理件数については、属性照会についての人数でなく、照会を受<br/>理した回数により計上することとしたため、前年より大幅に減少。</p> <p>○ 暴力相談案件の主な内容<br/>雇用関係で反社会的勢力の疑いのある相談<br/>反社会的勢力と思われる者との関係遮断<br/>会社整理に関する暴力団関係者からの相談<br/>暴力団離脱受入の登録をしたい旨の相談 等 8件<br/>（うち弁護士引継2件）</p>   |
| ②救済事業 | <p>◎ 被害者保護活動</p> <p>○ 監視カメラ・録画装置等を整備（3機）し、1機貸出し継続中であ<br/>り、1機は特定抗争指定暴力団関係で活用した。</p> <p>○ その他ICレコーダー（3機）等を整備している。</p> <p>◎ 被害者見舞金の給付<br/>該当なし（恐喝未遂事件等の被害者につき給付を検討し不相当）</p> <p>◎ 使用差止請求関係業務<br/>「暴力団事務所の使用差止請求関係業務」について、平成26年7月<br/>3日国家公安委員会から「適格都道府県センター」として認定を受けて<br/>いるが、令和2年度中は民事介入暴力対策研究会等において、制度の具<br/>体的対応要領の研修や機関紙等を活用した広報を中心に推進した。</p> |

2 暴力団排除のための広報啓発活動と地域・職域等における暴力団排除活動への支援  
（定款第4条第1項の第1号・第2号・第4号・第5号・第8号）

| 実施事項    | 実施概要   |
|---------|--|
| ③広報啓発事業 | <p>◎ 「特定抗争指定」に伴う暴力団排除対策会議</p> <p>新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、「暴力追放・銃器根絶島根県<br/>民大会」の開催を中止した。しかし、六代目山口組と神戸山口組の対立<br/>抗争により令和2年5月に岡山県で発生した六代目山口組大同会幹部に<br/>よる神戸山口組池田組幹部銃撃事件等を背景に、7月に両団体が「特定<br/>抗争指定暴力団」（警戒区域：松江市）に指定されたことから、関係機<br/>関・団体を集め、暴力団排除対策会議を開催した。</p> <p>開催日時 令和2年10月21日（水）</p> |

開催場所 松江市 島根県民会館 3階会議室  
主催 (公財) 島根県暴力追放県民センター  
島根県警察本部  
島根県弁護士会民事介入暴力対策委員会  
来賓 島根県公安委員長

参加機関

- ① 松江市暴力団排除対策協議会
- ② 島根県生保防犯協力会
- ③ 島根県損保警察防犯連絡協議会
- ④ 島根県企業防衛連絡協議会
- ⑤ 島根県銀行警察連絡協議会
- ⑥ 島根県警備業協会暴力団等反社会的勢力排除対策協議会
- ⑦ 島根原子力発電所交通・防犯・暴力追放対策連絡協議会
- ⑧ 中国地方整備局建設工事等対策連絡会

大会概要

- 表彰
  - ・ 暴力団追放活動功労表彰状 (1団体)
  - ・ 暴力団追放支援功労感謝状 (1団体 2事業所 2個人)
- セミナー
  - ① 「暴力団情勢と『特定抗争指定暴力団』対策について」  
島根県警察本部刑事部組織犯罪対策課長  
坂根英明氏
  - ② 「暴力団等を背景とする特殊詐欺の実態と対策について」  
島根県警察本部刑事部捜査第二課特殊詐欺捜査室長  
長崎憲弘氏
- 事例発表
  - 島根県生保防犯協力会の取組状況
  - 島根県宅地建物取引業等対策協議会の取組状況

◎ 普及宣伝活動

○ 広報啓発資料の作成配付

暴力団等反社会的勢力排除活動の啓発とあわせて、暴力追放県民センターの更なる知悉度の向上を図るため、暴排資料等を作成し、効果的に活用した。

- ・ 冊子「安全・安心しまねの実現」 3, 000部
- ・ 機関紙「暴追しまねvol. 57」 3, 000部
- ・ 機関紙「暴追しまねvol. 58」 3, 000部
- ・ 冊子「行政・企業対象暴力の現状と対策」 1, 600部
- ・ 暴力団追放ポスター 800枚

|                   |  |
|-------------------|--|
|                   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 賛助会員ステッカー 1, 0 0 0 枚 等。</li> </ul> <p>○ 郵便局利用者への広報用封筒を活用した広報<br/>不特定の住民等への暴力団排除広報を拡大するため、郵便事業関連企業が提供している広報用封筒を活用し、暴力相談・委託講習事業等を掲載し、県内4箇所の郵便局（江津郵便局、浜田郵便局、益田郵便局、津和野郵便局）の受付窓口に合計4, 0 0 0 枚を配架活用した。</p> <p>○ バスの車内音声広告による暴迫センター業務の広報<br/>松江市内を巡回する市営バスの車内アナウンスで、2ルートについて業務内容（特に、暴力相談及び不当要求防止責任者講習）を告知する広報を年間通じて実施した。</p>   |
|                   | <p>◎ 表彰事業</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 警察庁長官・全国暴力追放運動推進センター会長連名表彰<br/>該当なし</li> <li>○ 中国管区警察局長・中国管区内暴力追放運動推進センター連絡協議会会長連名表彰 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 浜田地区公共料金等収納対策協議会</li> </ul> </li> <li>○ 「『特定抗争指定』に伴う暴力団排除対策会議」における会長（島根県知事）表彰 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 暴力団追放活動功労表彰状（1団体）<br/>島根県生保防犯協力会</li> <li>・ 暴力団追放支援功労感謝状（1団体、2事業者、2個人）<br/>雲南市 雲南建設業防犯協力会<br/>出雲市 公益財団法人島根県環境管理センター<br/>鹿足郡 アイ・コーポレーション株式会社<br/>松江市 個人（匿名）<br/>出雲市 個人（匿名）</li> </ul> </li> </ul> |
| <p>④ 組織活動支援事業</p> | <p>◎ 暴力団排除（追放）協議会等の既存の組織の見直し<br/>新しい組織の設立や消滅はない。<br/>平成29年に設立した</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 島根原子力発電所交通・防犯・暴力追放対策連絡協議会<br/>〔平成29年4月25日設立〕</li> <li>○ 松江市暴力団排除対策協議会<br/>〔平成29年10月26日設立〕</li> </ul>  |

|              |   |
|--------------|---|
|              | <p>については、継続的に暴力団排除講演や、暴力団照会等への対応等による暴力団排除対策を推進した。</p> <p>また三隅火力発電所への暴排組織立ち上げ等協力依頼を行った。</p> <p>◎ 県内各自治体、各企業・事業所、暴力団排除団体等の行う暴力団等反社会的勢力からの不当な要求等に対する的確な対応への支援と、県警察との連携の下に暴力団排除活動を支援した。</p> <p>○ 企業等の活動支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 企業防衛連絡協議会、損害保険警察連絡協議会、生命保険防犯協会、証券等暴力排除団体など、協議会・団体への会合出席及び暴力団排除資料の提供等を実施</li> <li>・ 暴力排除・不当要求対応DVDの貸出し（3回）</li> <li>・ 暴力団排除資料の提供</li> <li>・ 暴力団追放ポスター、暴力排除ステッカー等の配付</li> <li>・ 暴力相談、暴力団等反社会的勢力に関する情報連絡</li> </ul> <p>○ 島根県経営者協会主催による「企業防衛セミナー」の開催（松江・出雲・浜田）</p> |
|              | <p>◎ 暴力団離脱支援</p> <p>○ 島根県暴力団社会復帰対策協議会総会の開催</p> <p>国の労働雇用機関、刑務所・保護観察所等の矯正保護機関、県の雇用政策機関等10機関で構成する「島根県暴力団社会復帰対策協議会」の総会を2月8日に開催し、役員継続や顧問（島根県弁護士会民事介入暴力対策委員会委員長（弁護士））からの挨拶のほか、刑務所における暴力団の社会復帰事例等について情報共有するとともに、「広域連携」を踏まえて協力雇用主（登録事業所）の更なる拡大、各機関の保有する協力企業等に関し、社会復帰対策への支援協力の働きかけを行うことなどについて検討した。</p>  |
| <p>⑤研修事業</p> | <p>◎ 島根県少年指導委員研修会</p> <p>島根県少年指導委員研修会は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い中止となったが、警察本部少年女性対策課及び組織犯罪対策課と連携し暴力団情勢のほか</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 少年指導委員連絡協議会等に対する暴力排除資料の提供</li> <li>・ 少年に絡む暴力団情報の提供</li> </ul> <p>等により相互の連携強化について理解を深めた。</p>   |
|              |   |

|                 |   |
|-----------------|---|
|                 | <p>◎ 島根県民事介入暴力対策研究会の開催<br/>警察本部、島根県弁護士会民事介入暴力対策委員会、暴追センターの3者で構成する「島根県民事介入暴力対策研究会」を2回開催し、六代目山口組と神戸山口組の対立抗争に伴う「特定抗争指定暴力団」の指定及び松江市が警戒区域となっていることへの予想される違法行為などへの対応、暴力団事務所撤去訴訟など「適格都道府県センター」としての代理訴訟等への対応及び暴力団組長の責任追及訴訟などへの対応などについて、他県等の具体的事例を通して検討するとともに、平素の暴力団追放活動、暴力団被害者の支援・救済方策等について協議し、相互連携による対応能力の向上を図った。</p> <p>◎ 全国、中国管区内研修会等への参加<br/>・ 暴追センター専務理事・事務局長研修会（web研修）<br/>・ ブロック別専務理事等研修会（西日本各県センター）（web研修）<br/>等への参加により、全国の暴力団情勢や暴力団等反社会的勢力の資金源活動の現状・暴力団事務所撤去訴訟の対応等について研修するとともに法人運営に関する課題等について検討し、各県センターとの連携を強化した。</p> <p>◎ 研修（講演）の実施<br/>コロナウィルス感染症拡大の影響により、各協議会がほとんど中止若しくは書面開催などとなり、全体数としては大幅に減った。しかし、県内企業等の要請による暴力団情勢や不当要求に対する対応要領等に関する研修（講演）を合計12回（対象人員 268名）実施し、職域における暴力団排除対策の徹底を図った。</p> |
| <p>⑥ 調査研究事業</p> | <p>◎ 暴力団等反社会的勢力の動向調査と分析<br/>関係機関、全国センター、各都道府県センター等との連携を強化して最新の暴力団等反社会的勢力の動向・情勢を把握し、各種暴力団対策に効果的に活用したほか、不当要求防止責任者講習で得たアンケート結果について検証し、講習のあり方、暴力団対策の問題点等の把握に努めるとともに、暴力団情報の情報提供の新暴力団検索システムの端末への対応、関係規程の整備を進め、効果的運用に努めた。</p>  |

3 不当要求防止責任者講習事業  
(定款第4条第1項第7号)

| 実施事項   | 実施概要  |        |     |     |      |     |     |     |      |       |     |       |     |      |        |     |     |        |    |      |        |
|--|---|--------|-----|-----|------|-----|-----|-----|------|-------|-----|-------|-----|------|--------|-----|-----|--------|----|------|--------|
| ⑦委託講習事業  | <p>◎ 不当要求防止責任者講習会の開催<br/>【島根県公安委員会委託事業】</p> <p>○ 行政機関の職員<br/>島根県職員、国交省職員、松江市・安来市・雲南市・出雲市・大田市・江津市・浜田市・益田市・川本町・邑南町・津和野町・吉賀町・隠岐の島町等の各職員など</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>開催数</td> <td>12回</td> </tr> <tr> <td>受講者</td> <td>297人</td> </tr> </table> <p>○ 企業・事業所等<br/>建設・金融・郵便・運輸・宅建・飲食・石油販売・生保・損保等</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>開催数</td> <td>18回</td> </tr> <tr> <td>受講者</td> <td>492人</td> </tr> </table> <hr style="width: 50%; margin-left: auto; margin-right: auto;"/> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>開催数合計</td> <td>30回</td> <td>(-12)</td> </tr> <tr> <td>受講者</td> <td>789人</td> <td>(-147)</td> </tr> <tr> <td>聴講者</td> <td>45人</td> <td>(-150)</td> </tr> <tr> <td>総数</td> <td>834人</td> <td>(-297)</td> </tr> </table> <p>※ コロナウィルス感染症拡大の影響もあり、7月から開始し、責任者登録受講者の目標1500人に対し789人(52.6%)の達成であった。</p> | 開催数    | 12回 | 受講者 | 297人 | 開催数 | 18回 | 受講者 | 492人 | 開催数合計 | 30回 | (-12) | 受講者 | 789人 | (-147) | 聴講者 | 45人 | (-150) | 総数 | 834人 | (-297) |
|  | 開催数   | 12回    |     |     |      |     |     |     |      |       |     |       |     |      |        |     |     |        |    |      |        |
|  | 受講者   | 297人   |     |     |      |     |     |     |      |       |     |       |     |      |        |     |     |        |    |      |        |
| 開催数  | 18回   |        |     |     |      |     |     |     |      |       |     |       |     |      |        |     |     |        |    |      |        |
| 受講者  | 492人  |        |     |     |      |     |     |     |      |       |     |       |     |      |        |     |     |        |    |      |        |
| 開催数合計  | 30回   | (-12)  |     |     |      |     |     |     |      |       |     |       |     |      |        |     |     |        |    |      |        |
| 受講者  | 789人  | (-147) |     |     |      |     |     |     |      |       |     |       |     |      |        |     |     |        |    |      |        |
| 聴講者  | 45人   | (-150) |     |     |      |     |     |     |      |       |     |       |     |      |        |     |     |        |    |      |        |
| 総数   | 834人  | (-297) |     |     |      |     |     |     |      |       |     |       |     |      |        |     |     |        |    |      |        |
| <p>◎ 講習内容の充実</p> <p>○ 令和2年度から、講習に弁護士(民事介入暴力対策委員会)の講演を導入し、法的専門性のある講習へと充実を図った。<br/>(合計2回～松江会場、出雲会場各1回、受講者計87人)</p> <p>○ ロールプレイング、暴排DVD等の活用</p> |   |        |     |     |      |     |     |     |      |       |     |       |     |      |        |     |     |        |    |      |        |
| <p>◎ 講習を利用した活動</p> <p>○ 暴力相談の受理</p> <p>○ 暴力団被害等に関するアンケート調査など</p>   |   |        |     |     |      |     |     |     |      |       |     |       |     |      |        |     |     |        |    |      |        |